

## 7. 事業計画の変更に伴う事後調査計画の見直し

施工計画の変更に伴う事後調査の時期及び事後調査報告書の提出時期の変更は、表7-1(1)及び表7-1(2)のとおりである。

今回の変更に伴うピーク時期の変更及び工事の施行中における事後調査の調査時点に変更はない。

なお、施工計画の変更に伴う供用開始に変更はなく、工事の完了後における事後調査の調査時点についても変更はない。



表7-1(1) 事後調査の時期及び事後調査報告書の提出時期（変更後）

注：1. ●、◆：調査時点、――：隨時/複数回調査、----：期間中の適切な時期に実施、↑：報告、➡：報告書作成

「工事の完了後その1」の報告時に実施時期等について検討す



表7-1(2) 事後調査の時期及び事後調査報告書の提出時期（変更前）

注：1. ●、◆：調査時点、――：随時／複数回調査、----：期間中の適切な時期に実施、➡：報告、➡➡：報告書作成

2. 平成37年度（道路の利用が通常状態に達した時点）について、「工事の完了後その1」の報告時に実施時期等について検討する。